

あやせ文化芸術祭懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あやせ文化芸術祭懇話会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の自主的な活動を支援するため、文化・芸術に接する機会を提供するとともに、活動成果の発表の場を設け、ふれあいと文化の薫り高い魅力的なまちづくりを推進するために開催するあやせ文化芸術祭（以下「文化芸術祭」という。）のあり方等について検討し、事業の円滑な運営と効果的な実施に資するため、あやせ文化芸術祭懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇話会の役割)

第3条 懇話会は、文化芸術祭の事業に係る次の事項について検討し、その結果を教育委員会に提言する。

- (1) 基本的な方針に関すること。
- (2) 企画・事業内容に関すること。
- (3) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (4) その他円滑な運営と効果的な実施のために必要な事項。

(組織)

第4条 懇話会は、別表に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、文化芸術主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

機 関 名 等	人数
文化団体連盟	2
綾瀬市美術協会	1
学識経験者（書道家）	1
学識経験者（洋画家）	1
学識経験者（音楽家）	1
綾瀬市公立小・中学校長会	2